



# 長野県報

3月27日(木)  
令和7年  
(2025年)  
第595号

## 目次

### 規則

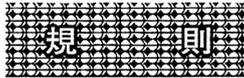
県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則(財政課) .....	2
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(子ども家庭課、児童相談・養育支援室) .....	2
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課、障がい者支援課) .....	3
長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) .....	4
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) .....	4
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(産業技術課) .....	4
長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則(スポーツ振興課) .....	5
農業協同組合検査規則の一部を改正する規則(農業政策課) .....	5
農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則(農業政策課) .....	5
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) .....	5
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) .....	6
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) .....	6
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課) .....	6
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) .....	7

### 告示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課) .....	8
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) .....	8
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) .....	8
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課) .....	9
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) .....	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課) .....	9
平成6年長野県告示第130号(環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(水大気環境課) .....	10
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課) .....	11
都市計画事業の事業計画の変更認可(水道・生活排水課) .....	11
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	12
土地収用法に基づく事業の認定(建設政策課) .....	12
平成16年長野県告示第102号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限)の一部改正(建築住宅課) .....	13

### 公告

家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課) .....	14
林業種苗法に基づく生産事業者の登録記載事項の変更(森林づくり推進課) .....	14
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) .....	14
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) .....	15
建築基準法に基づく道路の指定(4件)(建築住宅課) .....	15
職員の分限免職処分(高校教育課) .....	16
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(会計課) .....	17
特定調達契約に係る落札者の決定(水道・生活排水課) .....	20



県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第9号

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則(昭和33年長野県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第4条第2項中「、日当」を削り、「日額旅費」を「旅行雑費」に改める。

第5条を次のように改める。

(旅費又は費用弁償の額)

第5条 旅費又は費用弁償の額は、県職員の出張の例に準じて計算した額とする。

第6条中「前条第3号」を「前条」に、「者の費用弁償」を「費用弁償の額」に改め、「その者に支給する費用弁償の額を」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の規定(以下この項において「新規則」という。)は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則(以下この項において「規則」という。)第3条に規定する旅行依頼を行う者が同条に規定する旅行依頼を発する旅行について適用し、施行日前に同条に規定する旅行依頼を行う者が同条に規定する旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同条に規定する旅行依頼を行う者が同条に規定する旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に同条に規定する旅行依頼を行う者が規則第7条の規定により県職員の例により当該旅行依頼を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以降の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(財務規則の一部改正)

3 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の③のイの(オ)を削り、同イの(カ)を同イの(オ)とし、同イの(キ)から(サ)までを同イの(カ)から(コ)までとする。

別表第4の8旅費の項中「、旅行依頼、概算請求、精算請求票(様式第138号)」を削る。

様式第138号を次のように改める。

(様式第138号) 削除

(長野県流域下水道事業財務規則の一部改正)

4 長野県流域下水道事業財務規則(平成31年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「から」を「又は」に改め、「まで」を削る。

様式第38号を次のように改める。

(様式第38号) 削除

(長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部改正)

5 長野県総合リハビリテーション事業財務規則(令和5年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「から」を「又は」に改め、「まで」を削る。

様式第21号を次のように改める。

(様式第21号) 削除

財 政 課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第10号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「が指導」を「若しくは管理栄養士が指導」に、「から」を「若しくは管理栄養士から」に、「による」

を「又は管理栄養士による」に改める。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）第13条第2号
- (2) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第4号）第3条第2号  
（女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和6年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

こども・家庭課  
児童相談・養育支援室

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県規則第11号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第19号）第4条第1項第3号
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第20号）第3条第3号
- (3) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号）第41条第1項第4号及び第2項並びに第54条第1項第3号及び第2項

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

第45条第1項第4号及び第2項並びに第58条第1項第3号及び第2項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第12項中「又は機能訓練指導員を」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第14項第2号中「又は」を「若しくは管理栄養士又は」に改め、同号の「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第15条第6項第2号中「、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同号の「又は」を「若しくは管理栄養士又は」に改め、同号の「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第11項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第19項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

介護支援課  
障がい者支援課

長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第12号**

長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則

長野県総合リハビリテーション事業財務規則（令和5年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第2号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同項第3号中「負担金」を「負担金（県に相当の反対給付のないものに限る。）」に、「100万円」を「300万円」に改め、同項第4号のA中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号のイ中「100万円」を「300万円」に改める。

様式第1号中「氏 名<sup>㊟</sup>」を「氏 名」に改め、同様式の備考を削る。様式第32号中「氏 名<sup>㊟</sup>」を「氏 名」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

障がい者支援課

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第13号**

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。第6条及び第7条において「政令」という。」を削る。

第3条中「(様式第1号)」を削り、同条第1号中「菓子製造業従事証明書（様式第2号）」を「2年以上菓子製造業に従事した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの」に改める。

第4条中「(様式第3号)」を削る。

第6条を削る。

第7条中「政令」を「製菓衛生師法施行令」に改め、同条を第6条とする。

様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第14号**

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中 「 25,000 」 を 「 27,000 」 に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第15号**

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則（平成4年長野県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	10,200	を	「	15,000	に、「159,000円」を「420,000円」に改める。
		20,400			30,000	
		41,800			61,500	
		74,400			109,400	
		105,000			154,400	
	」			」		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

スポーツ振興課

農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第16号**

農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

農業協同組合検査規則（昭和44年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改める。

第5条第1項中「手交」を「交付」に改める。

第11条第1項中「ほか」を「ほか、通常」に、「に対し、」を「の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第13条を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

農業政策課

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第17号**

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和28年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「手交」を「交付」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

農業政策課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第18号**

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「別表第2の16」を「別表第2の15」に改める。

第13条第1号中「、長野県飯田創造館」を削る。

第14条第1項第3号中「長野県飯田創造館又は」を削る。

第20条第1項第1号中「長野県飯田創造館及び」を削る。

別表第2のオートキャンプ場の会議室、東管理棟又は長野県飯田創造館の項中「、東管理棟又は長野県飯田創造館」を「又は東管理棟」に改める。

別表第4の1の(5)中「創造館」を「長野県佐久創造館」に改め、同(5)の電子オルガンの項及び陶芸用ガスがまの項を削る。

別表第4の3の長野県飯田創造館の項を削り、同3の長野県佐久創造館の項中「別表第2の15」を「別表第2の14」に改める。

別表第5の長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館の項中「長野県飯田創造館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第19号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の大町市道木崎野口泉線の項中「県道檜ヶ岳線」を「大町市道泉36号線」に改め、同表の大町市道泉36号線の項中「県道檜ヶ岳線」を「大町市道木崎野口泉線」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第20号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条の3第3項」を「第5条の2第3項」に改める。

第4条第1項中「省令第5条の2第1項に規定する書類」を「法第10条の規定により宅地建物取引業者名簿及び特定書類（同条に規定する特定書類をいう。）」に、「」の「」を「」を閲覧に供する」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により知事に提出する書類については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

建築住宅課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月27日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第21号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び同表の6の(8)」を「並びに同表の6の(5)及び(8)」に改め、同項第2号中「並びに同表の62の(1)、(2)、(6)及び(7)」を「、同表の34から36まで、同表の62の(1)、(2)、(6)及び(7)、同表の68の(1)、(7)、(57)、(59)、(60)及び(62)並びに同表の74の5」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 別表の2の(11)に掲げる手数料

(5) 別表の2の(12)に掲げる手数料

第2条第3項第3号中「同項第4号」の次に「から第6号まで」を加える。

別表の2の(25)を次のように改める。

(25) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例に基づく手数料（同条例第9条第1項第1号及び第10条第2項に規定する手数料を除く。）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

会 計 課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和7年3月27日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

### 長野県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「本則各号」を「本則ただし書」に、「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第8項若しくは第10項又は第15条の規定による週休日」に改め、同条第2項中「（昭和27年長野県条例第9号）」を削る。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

経営推進課